

令和4年度 家庭的保育事業等指導監査結果

加古川市は、令和4年度に市内の家庭的保育事業等24事業所(令和4年4月1日現在)の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項(指摘事項)として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

指導監査実施状況一覧

実施対象施設数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
小規模保育事業(A型) 18事業所	12事業所	職員体制 11件 認可基準 1件	2事業所	認可基準 2件
事業所内保育事業(小規模型) 6事業所	13件	その他 1件	3件	その他 1件

※文書指摘・・・法令若しくは通知(以下「法令等」という。)に対する違反(軽微なものを除く。)がある事項又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指摘・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

指導監査実施期間

令和4年6月27日～令和4年9月1日

令和4年度の重点事項

- (1)職員体制について
- (2)送迎バス使用時の運用について
- (3)アレルギー対応について

主な指摘事項

■職員体制について

●運営規程で定める開所時間(7時以降)の通り事業所が開所していないため、開所すること。また、この場合において、1名以上の保育士を配置すること。

※開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めないが、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすること。

●雇用契約を締結していない職員が見受けられたため、締結すること。

■送迎バス使用時の運用について

指摘事項なし。

■アレルギー対応について

指摘事項なし。

■認可基準

●避難及び消火訓練が毎月実施されていない。少なくとも毎月1回は実施すること。